

令和4年第3回 総務文教委員会会議録

令和4年5月30日

第2委員会室

開 会： 午前10時48分

委 員 長 中嶋 元則

副委員長 伊藤 勝彦

2番委員 秋山 佳寛、3番委員 平林 多津子、4番委員 柘植 孝彦、5番委員 千藤 安雄

委員長 ; ただいまから、令和4年第3回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、先ほどの本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、口元にあることを確認してから、マイクに向かって着座にて発言するようにお願いいたします。

委員長 ; はじめに、「議第29号 恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

3番委員。

3番委員 ; はい。議第29号、恵那市職員の給与に関する条例の一部改正についてお尋ねいたします。令和3年度の人事院勧告において、引き下げ率が示されたので、そのための条例の一部改正のようですが、実際に令和4年6月の期末手当について、減額し調整する総額はいくらかということが1点です。もう一つは、一人当たりの調整額がいくらかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; はい。よろしくお願いいたします。今回6月の期末手当で減額して調整する総額ですが、特別職・市会議員を除く職員で6月の期末手当から減額する額については、約3,260

万円となります。また、1人当たりの平均額ということですが、行政職一の給料表を適用している職員でいいますと、平均で約53,000円、階級でいいますと、一番低い主事級でありますと、平均で約25,800円、逆に一番高い部長級でいいますと、平均で約78,700円となる予定です。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。4番委員。

4番委員 ; はい。前期の期末手当を今期で精算するということで理解をしていますが、この3月で退職された職員の場合、他の条例にもかかわってくることもあるかもしれませんが、こういった対応になるのかをお聞きます。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 今回、調整の対象者となる職員につきましては、令和3年12月に期末手当の支給があった職員で、かつ令和4年6月に期末手当を支給される正規職員及び再任用職員ということになりますので、今年度の新規採用者や、令和3年度に退職となった方は適用されないということになります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。3番委員。

3番委員 ; 失礼します。議第29号、恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加いたします。先ほどの質問に対しての答えでは、今回の6月期末手当の調整額については、行政職一の給料表を適用している職員では、平均で53,000円、階級で一番低い主事では平均25,800円、一番高い部長級では平均78,700円とのことでした。このことについて、以下反対理由を述べさせていただきます。反対理由の第一は、公務労働が正當に評価されていないのではないかとということです。この間職員の皆様は、新型コロナウイルス感染症対策で、本来の業務をしながら、さらにコロナ感染を予防するためのワクチン接種の業務や市民の生活を守るための給付など様々な事業が追加され、過酷な業務量となっているかと思います。また、このような引き下げを行うことは、結果的には市民サービスの低下にもつながることと考えます。そのもとで、民間に準拠して今回の期末手当引き下げを行うということは、市職員は常に災害対応が求められますが、災害対応が頻発している中で公務員労働者の働き方が正當に評価されていないのではないかと考えられます。これが反対理由の1つ目です。反対理由の2つ目は、今回の期末手当引き下げは、地域の賃金相場や地域経済にも悪影響を及ぼすということです。現在諸物価の高騰で買い控え、生活困窮などが大きな社会問題となっています。今こそ社会全体での賃金引上げが求められています。国会でも大変話題になっております。そのような中で公務員の一時金引き下げは地域の賃金相場、そして地域経済にも大きな影響を与えるものと考えます。以上反対理由です。公務員の給与改定に当たっては、先ほど

も報告がありましたように、内閣府通知で示されておりますが、その中で令和3年度の期末手当の引き下げについては、地域の実情を踏まえつつ国家公務員の取り扱いを基本として対応するように要請するものとする、と記されております。この通達に基づいて行われるわけですが、青森県むつ市では、こう言われています。新型コロナ対応とワクチン接種、大雨災害対応などで業務負担が大きい中、職員は卓越した働き方をしてくれた。今はコロナ禍からの景気浮揚の局面で消費マインドを下げる減額は考えられない、勧告に応じる義務はない、としています。人事院勧告に従わず、期末手当の据え置きを決定しているというわけです。今こそ、恵那市もこのような決断が求められると考えます。以上の理由をもちまして、議第29号及び32号の議案に反対致します。なお議第30号、31号が提案されておりますが、特別職や議員は高すぎるという声もありますので反対いたしません。また、議第33号の会計年度任用職員の引き下げは行わない、これは大変よいことだと思っています。皆様のご賛同をお願いいたしまして、私の討論を終わりたいと思います。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。 5 番委員。

5 番委員 ; 私は賛成の立場で条例改正の討論に参加したいと思います。公務員は、労働基本権である、団結権・団体交渉権・争議権が制限されております。こうした制限を保障するために地方公務員法第14条で、情勢適応の原則が定められております。地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間、その他の勤務条件が、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない、とっております。これは人事院勧告に相当するものであります。また、地方公務員法第24条では、給与の均衡の原則も定められております。民主的な、法治国家で働くものとして、人事院勧告に基づいての給与改定は肅々と対応すべきであると考えております。以上賛成討論とします。皆様のご賛同をお願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので討論を終結し、採決を行います。

「議第29号」については、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第29号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第30号 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 30 号 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について」
は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 30 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 31 号 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 31 号 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 31 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 32 号 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 32 号 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第32号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第33号 恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第33号 恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第33号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和4年第3回総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時04分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 中 嶋 元 則